

建設事業主等に対する助成金（建設キャリアアップシステム（CCUS）関連）

- ① CCUS登録者に技能実習を受講させた事業主に対して**賃金助成の単価を割増し助成**
- ② CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対して**カードリーダーの購入等に係る経費を助成**
- ③ CCUSのレベル4に該当する者の給与または役職手当等を増額改定した事業主に対して**処遇向上額に応じた定額**を助成

①人材開発支援助成金 （建設労働者技能実習コース）	②人材確保等支援助成金 （若年者及び女性に魅力ある 職場づくり事業コース）	③人材確保等支援助成金 （雇用管理制度助成コース）
<p>1. 目的 建設労働者のCCUS登録の促進</p> <p>2. 助成対象者 中小建設事業主</p> <p>3. 対象となる技能実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安衛法による教習及び技能講習、特別教育 ○能開法による技能検定試験のための事前講習 ○建設業則による登録基幹技能者講習 ○教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等 <p>4. 賃金助成額単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働者数20人以下の中小建設事業主 【通常】8,550円/人日 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【CCUS登録者】9,405円/人日（1.1倍）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働者数21人以上の中小建設事業主 【通常】7,600円/人日 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【CCUS登録者】8,306円/人日（1.1倍）</p> <p style="text-align: right;">※ 令和元年度創設 ※ 令和2年度単価改訂</p>	<p>1. 目的 CCUSを活用した建設労働者の評価・処遇改善の普及</p> <p>2. 助成対象者 建設事業主団体</p> <p>3. 対象となる事業</p> <p>入職・職場定着事業のうち「評価・処遇制度の普及等に関する事業」 （具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設キャリアアップシステム及びそれに関連する事業の普及促進に必要な各種取組 ○完全週休二日制度等労働時間の削減に資する制度の普及 <p>4. カードリーダー購入に係る経費の助成要件</p> <p>上記3の事業を実施するに当たり、建設現場での就業履歴（入退場時刻）を記録するため、現場に設置するカードリーダーを購入あるいは専用アプリを利用した場合</p> <p>※ただし、構成員に無償で貸与する場合かつ1台当たり5万円未満のものに限る。</p> <p>5. 助成率</p> <p>【中小建設事業主団体】支給対象経費の2/3 【建設事業主団体】支給対象経費の1/2</p> <p style="text-align: right;">※ 令和元年度創設</p>	<p>1. 目的 建設労働者の処遇改善</p> <p>2. 助成対象者 中小建設事業主</p> <p>3. 対象となる措置</p> <p>中小建設事業主が雇用するCCUSのレベル4に該当する者の給与または役職手当等を増額改定し、該当するすべての者に適用後の給与等を実際に支払うこと</p> <p>※毎年処遇向上を実施する場合は、3か年を限度として助成</p> <p>4. 支給額</p> <p>【年10万円以上の処遇向上】 66,500円/人年</p> <p>【年5万円以上の処遇向上】 33,200円/人年</p> <p style="text-align: right;">※ 令和2年度拡充</p>

※建設事業主団体
構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体

※中小建設事業主団体
建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体

建設事業主等に対する助成金の概要

R4 要求額 7,074,431千円
R3 予算額 6,089,259千円

トライアル雇用助成金

◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試用雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

- 【助成額】 ① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
② コロナによる離職者を試用雇用する事業主への助成（※）
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
→ 対象者一人あたり2.5万円/月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）
※令和2年1月24日以降に離職した者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者

人材開発支援助成金

◆ 建設労働者認定訓練コース

○能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

- 【助成率・額】 ①経費助成 補助対象経費の 16.7%
②賃金助成 3,800円/人日
③生産性向上助成 ②の場合 1,000円/人日

◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

- 【対象となる技能実習】
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

【助成率・額】

- 1 中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）
 - (1) 労働者数20人以下
 - ①経費助成 75%
 - ②賃金助成 8,550円/人日 < 9,405円/人日 >
 - ③生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日
 - (2) 労働者数21人以上
 - ①経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45%
 - ②賃金助成 7,600円/人日 < 8,360円/人日 >
 - ③生産性向上助成 ①の場合 35歳未満 15% 35歳以上 15%
②の場合 1,750円/人日
- 2 中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）
 - ①経費助成 60%
 - ②生産性向上助成 ①の場合 15% など

人材確保等支援助成金

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

- 【対象となる取組例】
現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組 など

- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主 60%
中小建設事業主以外 45% など

◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース（仮）【新規】

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長1年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

- 【対象となる事業】
○構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助
○CCUS登録等に係る代行申請手続
○就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主団体 66.7%
中小建設事業主団体以外 50% など

◆ 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舍等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

- 【助成率】 経費助成 60% など

※ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））を廃止。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：3年後に支給）。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成<>括弧内は、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合（令和4年度まで延長）。

※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給。